

市民税・道民税の申告に ついてのお知らせ

市民税・道民税の申告および公的年金受給者の方の確定申告などについて、マイナンバーの記載や受付期間の変更がありましたのでお知らせします。

申告会場の受付期間が変わります

これまで、市民税・道民税および所得税などの申告を受け付けていた申告会場の開設期間が変更となります。

各申告の受付日や会場については、右下の囲みをご覧ください。

申告書等へのマイナンバーの記載が始まります

平成29年から、市民税・道民税および所得税の申告をする方は、本人や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族および

び事業専従者などの本人確認書類は不要です）。

【本人確認書類の例】

- マイナンバーカード
- 通知カード+運転免許証やパスポートなど顔写真が付いている本人確認書類1点
- 通知カード+公的医療保険の被保険者証や年金手帳など顔写真のない本人確認書類2点

◆お問い合わせは、市民税課 ☎4111 内線242〜245、☎5354 へどうぞ。

申告書等の作成は便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税および復興特別所得税、消費税ならびに贈与税の

各申告の日時・会場について

市民税・道民税などの申告

市民税・道民税（寄付金税額控除を含む）の申告を受け付けます。なお、銭函と塩谷の会場では、給与や年金の所得税還付（所得税の住宅借入金等特別控除、雑損控除を除く）の申告も受け付けます。

▶会場・受付日 下の表のとおり。自家用車での来場はご遠慮ください。なお、期間中は市役所内に申告窓口を設けません

☒詳細 市民税課 ☎内線242〜245、☎5354

会場	受付日/時間(土・日曜日、祝日を除く)
塩谷サービスセンター	2月6日(月)・7日(火)/午前9時30分~午後3時30分
銭函市民センター	2月8日(水)~10日(金)/午前9時30分~午後4時
産業会館2階ホール	2月16日(木)~3月15日(水)/午前9時~午後4時

所得税などの申告

▶申告の種類 所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税、贈与税

▶会場・受付日 下の表のとおり。自家用車での来場はご遠慮ください。なお、期間中は税務署内に申告窓口を設けません。会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります

【公的年金を受給している方の申告】

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要です。ただし、源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告が必要です。なお、確定申告が不要でも市民税・道民税の申告が必要な場合があります。

会場	受付日/時間(土・日曜日、祝日を除く)
産業会館2階ホール	2月16日(木)~3月15日(水)/午前9時~午後4時

※確定申告書は国税庁ホームページからも作成することができます。また、申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

☒詳細 小樽税務署 ☎2171

法人道民税・事業税・法人市民税の申告

北海道および小樽市では、インターネットを利用して法人道民税・事業税および法人市民税の申告を行うことができるシステム、「エルタックス」でも申告を受け付けています。詳しくは、北海道、小樽道税事務所または市のホームページをご覧ください。

☒詳細 小樽道税事務所課税課 ☎9492、市民税課 ☎内線241、☎5354

確定申告書などを作成し、印刷して郵送等により提出することができません。

「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得や年金所得のみの方専用で、初心者でも操作しやすいよう、画面での案内がありますので、確

定申告書の作成には「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」はタブレット端末から利用できますが、タブレット端末からは、パソコンで利用可能なe-Taxでの送信

など一部の機能が利用できませんので、申告の際は、申告書を印刷して郵送等でご提出してください。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

◆お問い合わせは、小樽税務署 ☎2171 へどうぞ。